

海洋プラスチック対策（プラスチック使用量削減等）・リーディングプロジェクト支援補助金 交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、2050年までに瀬戸内海に新たに流出するプラスチックごみゼロを目指すため、ワンウェイプラスチックの削減、プラスチック代替素材の利用促進、プラスチック資源の3R（リデュース・リユース・リサイクル）及びリニューアブルの拡大・高度化等を社会実装するリーディングプロジェクトの形成を目指し、本県を実証の場として先導的な取組を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 補助事業者

補助事業を行う者をいう。

（2） 代表事業者

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）において、補助事業実施の中核を担う者をいう。また、コンソーシアム形式（補助事業を複数の者と共同して実施すること（以下、次条において同じ。））により行う場合は、共同して実施する者を代表する者をいう。

（補助金交付の対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1） 県内で補助事業を実施することができる法人格を有する団体

（2） GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム（以下「GSHIP」という。）の会員であること（コンソーシアム形式により実施する補助事業の場合、代表事業者はGSHIP会員とし、代表事業者を除く連携団体等はこの限りではない。）。

（3） 本補助事業の円滑な実施に支障を来たさない、十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有すること。

（4） 日本国内に拠点を有していること。

（5） 本県からの補助金交付等停止措置又は指名除外措置が講じられている者でないこと。

（6） 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

（7） 宗教活動や政治活動を主たる目的としている者でないこと。

（8） 次の①～⑥に該当する者が、経営に関与していないこと。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）の構成員

② 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者

③ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をも

って暴力団又はその構成員を利用している者

④ 暴力団又はその構成員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑤ 暴力団又はその構成員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥ 暴力団又はその構成員であることを知りながらこれらを利用している者

(9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

（対象事業等）

第4条 補助事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たし、別表1に掲げる対象事業及び事業内容に該当するものとする。なお、補助事業における補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、他の団体又は個人からの寄附金、負担金、補助金及びそれらに類する収入等がある場合は、補助事業としない。

(1) 生活由来の海洋プラスチックごみの削減に資する取組として、これまでのプラスチック資源の利用を転換させた上で、多様な関係者が行動できる仕組みの構築化を図るもの、加えて、先進的なビジネスモデルであって、広島県内又は広島県を含む地域で社会実装することを目指すものであること。

(2) 複数の事業者、団体等が連携して取り組むものであること。

(3) 消費者を巻き込んだ活動につながるものであること。

（補助限度額、補助率、補助対象経費等）

第5条 補助限度額及び補助率は、別表1のとおりとする。

2 補助対象経費は、別表2のとおりとする。

3 補助事業の実施期間は、交付決定の日から当該交付決定の日の属する県の会計年度の3月31日までとする。

（交付の申請）

第6条 代表事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号による補助金交付申請書に別表第3（1）に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。その提出期限は、知事が別に定める。

2 代表事業者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、別記様式第1号2（3）補助金交付申請額には、当該補助金に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）に2分の1を乗じて得た金額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定）

第7条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る

書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第4条第1項の規定により補助金の交付を決定し、規則第6条の規定により、補助金の交付を申請した代表事業者に対し速やかに通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条第1項の規定による附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（別表4に掲げる軽微な変更を除く。）、中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ、別記様式第2号による補助事業変更（中止又は廃止）承認申請書1部を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 災害等により、補助事業が県の会計年度末日までに完了する見込みがなくなったとき又はその遂行が困難となったときは、別記様式第3号による補助事業遅延等報告書1部を知事に提出し、その指示を受けること。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、書面をもって申し出ることとし、知事が定める期日は、規則第6条の規定による通知を受けた日から15日以内とする。

(状況報告)

第10条 規則第10条に規定する状況報告は、知事から報告を求められたときは、補助事業の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、代表事業者は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、提出期限が土日祝日の場合は、その直前の開庁日とする。

2 第1項の実績報告書に添付しなければならない書類は、別表第3（2）のとおりとする。

(補助金等の交付)

第12条 知事は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条の規定により交付するものとし、代表事業者は、別記様式第6号により補助金の交付を請求するものとする。

(交付の特例)

第13条 規則第16条第2項に規定する概算払交付請求書の様式は、別記様式第7号のとおりとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、第8条第1号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、交付規則第19条第1項による加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第15条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して10年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第16条** 代表事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第8号による消費税等仕入控除税額の確定報告書1部を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告により、補助金の返還が必要となった場合は、当該仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額の全部又は一部の返還を命ずる。

(取得財産の管理)

- 第17条** 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 代表事業者は、取得財産等について、別記様式第9号による取得財産等管理台帳を備え管理するとともに、第11条に規定する報告書に別記様式第10号を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第18条** 取得財産等のうち、規則第22条第1項第2号及び第3号に規定に基づき処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 規則第22条第1項ただし書きの規定に基づき知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付け大蔵省令第15号）に定めるとおりとする。
 - 3 代表事業者は、前項に規定する期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第11号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。
 - 4 知事は、前項に係る承認をした場合において、補助事業者に当該承認に係る財産を処分したことによって収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。ただし、補助対象事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産等を転用する場合は、代表事業者は、あらかじめ別記様式第12号による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けたと

きは、納付を免除する。

- 5 知事は、前項ただし書きの規定による承認申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助対象事業の成果が活用されるものと認めたときには、転用を承認し、当該代表事業者に通知するものとする。
- 6 知事は、前項の承認に際して必要な条件を付することができる。

（事業化状況の報告）

第19条 代表事業者は、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後2年間、県の毎会計年度の終了後30日以内に過去1年間の事業化状況について、別記様式第13号による報告書を知事に提出しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第20条 代表事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権等）を、補助事業を実施した県の会計年度又は補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、県の会計年度の終了後30日以内に別記様式第14号による届出書を知事に提出しなければならない。

（成果の公表）

第21条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に成果を発表させることができる。

（その他必要な事項）

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月18日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月17日から施行する。

別表 1（第 4 条、第 5 条関係）

対象事業	1 ワンウェイプラスチックの大幅な削減（リデュース）や代替素材の利用促進を図る事業 ※ 令和 4 年 4 月 1 日に施行予定の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえた内容であること。 2 プラスチックを価値ある資源として捉えた上で、リユース、リフィル、リターナブル又は水平リサイクルの実装化等、プラスチック資源の 3 R（Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））及び Renewable の拡大、循環的利用の高度化に向けた事業（仕組みの構築化） 3 1 及び 2 のほか、プラスチック資源の持続可能な利用に資する革新的な取組
事業内容	・社会実装化に向けた実証事業の実施 ・実証事業実施のために必要な調査・分析 ・事業スキーム構築に向けた研究開発、事業開発 ・デポジットやポイント還元など、新たな仕組みを活用したビジネスモデルの構築化
補助限度額	3 0 0 万円
補 助 率	補助対象経費の 2 分の 1 以内

（注） 補助対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金交付額とする。

別表 2（第 5 条関係）

経費区分	費目	補助対象経費
外注費	委託・外注費	補助事業者が直接実施することのできないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ委託・外注するための経費
	共同実施費	補助事業を行うために必要な経費のうち、代表事業者とともに業務を分担する連携団体等が、業務の一部を分担して実行するための経費 ※対象経費は、本要綱に規定する費目に限るものとする。
物品費	原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
	設備・備品費	設備・機械、物品、構築物等の購入、製作、改良又は修繕等に要する経費
	使用料及び賃借料	設備・機械、備品の賃借（リース、レンタル等）、会場使用に要する経費
	消耗品費	物品（取得単価が 10 万円未満又は使用可能期間が 1 年未満のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費
役務費	印刷製本費	補助事業の実施に必要な各種資料作成に要する費用
	広報宣伝費	広報宣言に要する経費、その他、補助事業の効果上昇を目的とした上で、消費者の利用促進・動機付け等に要する経費（補助事業者の利益享受になるものは対象外）
事務費	通信運搬費	物品等の運搬費用、郵便料、電子情報の送付等に要する経費
	保険料	補助事業の実施に伴い新たに加入する保険に要する経費
	旅費	情報収集、打合せ、各種調査等に係る旅費

	補助人件費	補助員（アルバイト等）に要する経費
	謝金	謝金（外部専門家等への謝金、研究協力等に対する謝金等）
その他 諸経費	その他 諸経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

別表第 3（第 6 条、第 11 条関係）

(1) 交付申請書添付書類	ア 事業計画書（別記様式第 1 号 別紙 1） イ 事業収支計画書（別記様式第 1 号 別紙 2） ウ 事業概要資料（事業計画書要約資料） エ 定款、寄付行為若しくはこれに類する規約等の写し オ 決算関係書類（直近 2 期分） カ その他
(2) 実績報告書添付書類	ア 事業実施報告書（別記様式第 4 号 別紙 1） イ 事業収支決算書（別記様式第 4 号 別紙 2） ウ 支出証拠書類（発注書、契約書、納品書、請求書、領収書等の写し） エ 事業の実施状況が分かる説明資料 オ 補助金の概算払を受けている場合は、別記様式第 5 号による概算払精算書 カ その他知事が必要と認める書類

別表 4（第 8 条第 1 号関係）

区 分	軽 微 な 変 更 の 内 容
経費の配分の変更	・補助対象経費全体の 20 パーセント以内の減少となる変更を行う場合 ・別表 2 に掲げる経費区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の 30 パーセント以内の経費を流用する場合
事業の内容の変更	第 6 条の規定により提出する事業計画書に記載の内容について、補助事業の目的達成に支障を来すおそれがなく、かつ、事業効率に影響が少ない範囲で、事業計画の細部の変更を行う場合

広島県知事様

(代表事業者)
郵便番号
住所
名称
代表者(役職・氏名)
担当者(部署・氏名)
電話番号

年度 海洋プラスチック対策(プラスチック使用量削減等)・
リーディングプロジェクト支援補助金交付申請書

海洋プラスチック対策(プラスチック使用量削減等)・リーディングプロジェクト支援補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を申請します。

1 補助事業の目的及び内容

別紙1「事業計画書」及び別紙2「事業収支計画書」のとおり

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

	区 分	金 額
(1)	補助事業に要する経費	円
(2)	補助対象経費	円
(3)	補助金交付申請額	円

3 添付書類

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 事業収支計画書(別紙2)
- (3) 事業概要資料(事業計画書要約資料)
- (4) 定款、寄付行為若しくはこれに類する規約等の写し
- (5) 決算関係書類(直近2期分)
- (6) その他

(注1) 補助対象経費＝補助事業に要する経費－消費税等の仕入控除税額

(注2) 補助金交付申請額は、千円未満の端数金額を切り捨てること。

事業計画書

1 代表事業者の概要（補助金の交付先となる代表事業者を記入）

名 称		創業・設立	年 月創業・設立
本 社 所在地	〒	資 本 金	千円
		従 業 員 数	人
業 種			
事業内容			

2 計画概要

（1）事業名（テーマ名）
（要約した事業名（テーマ名）を記載してください。仮称でも可）
（2）事業実施場所
（3）事業実施期間
（4）事業計画概要
（4行程度で簡潔に記載してください。）

3 事業内容・目標等

（1）背景・目的（申請理由）
（申請に当たっての背景や、本事業の目的・位置づけのほか、事業内容の具体的なニーズ等について簡潔に記載してください。）

(2) 解決すべき課題

(3) 事業・取組内容

(課題を解決するための手法、本補助制度を活用して実施する具体的内容について記載してください。また、消費者（県民）を巻き込んだ展開に結び付けつるための手法や視点等も含めて記載してください。)

(4) 海洋プラスチックごみ削減に向けた効果 (本補助事業がどのような点で、生活由来の海洋プラスチックごみの削減に資する取組であり、これまでのプラスチック資源の利用を転換させた上で、多様な関係者が行動できる仕組みの構築化を図るものであるのかを記載してください。)
(5) 本補助事業を活用して行う事業目標 (社会実装化から逆算し、どのフェーズの取組を当補助事業により行うものかを示した上で、本補助事業を活用して行う事業目標を可能な限り定量的に記載してください。)
(6) 独自の価値、先進性（革新性） (本補助事業の先進性や従来技術等との差異等について記載してください。)
(7) その他 (本補助事業の実施に当たり、許認可、権利関係等関係者間の調整が必要となる事項や実施上問題となる事項等、特記事項があれば記載してください。)

4 実施スケジュール

[illegible]

(注1) 本補助事業の実施期間中における事業の企画、実施、結果の集約及び事業成果物の提出までの一連のスケジュールについて、月別、項目別に分けて記載してください。

(注2) 他のフォームで記載しても構いません。

5 事業実施体制

(1) 実施体制

(本補助事業をどのような体制で実施するか、図示等により記載してください。なお、複数の事業者が本補助事業を共同で実施する場合及び他の事業者等が本補助事業に参画する場合は、それぞれの役割分担を明示してください。)

(2) 取組実績 (申請者が提案する取組と関連する取組を自ら先行的に行っている場合または過去に行った経験がある場合には、その状況(成果等)を具体的に記載してください。)
--

6 補助事業終了後の実装化計画

(1) 実装化に向けた取組内容、戦略 (本補助事業終了後も定着させ、実装化させるための方策や見通し、現時点で想定される課題等を記載してください。)																							
(2) 実装化スケジュール・ロードマップ (本補助事業終了後も定着させ、実装化させるためのスケジュール・ロードマップを記載してください。) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">計画(実施)内容</th><th colspan="3">補助事業終了後</th></tr> <tr> <th>1年目</th><th>2年目</th><th>3年目</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	計画(実施)内容	補助事業終了後			1年目	2年目	3年目																
計画(実施)内容		補助事業終了後																					
	1年目	2年目	3年目																				

(注) 他のフォームで記載しても構いません。

※ 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用してください。

別記様式第1号

別紙2

事業収支計画書

1 収入

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費	備考
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		
そ の 他		
合 計		

2 支出

(単位：円)

経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額 ^(注)
外注費			
物品費			
役務費			
事務費			
その他 諸経費			
合 計			

(注) 補助金交付申請額は、経費区分ごとの補助対象経費額の合計に補助率を乗じ、千円未満は切り捨てること。

経 費 内 訳 書

経費 区分	費目	種別	仕様	単位	数量	単価 (円)	補助事業に 要する経費 (円)	補助対象 経費 (円)	補助金交付 申請額 (円)	備考	
外注費	委託・ 外注費										
	共同実施 費										
小計											
物品費	原材料費										
	設備・ 備品費										
	使用料及 び賃借料										
	消耗品費										
小計											
役務費	印刷製本 費										
	広告宣伝 費										
小計											
事務費	通信運搬 費										
	保険料										
	旅費										
	補助人件 費										
	謝金										
小計											
その他 諸経費	その他 諸経費										
小計											
合計											

(注) 行が足りない場合は、適宜、追加してください。

年 月 日

広島県知事様

(代表事業者)
郵便番号
住所
名称
代表者(役職・氏名)
担当者(部署・氏名)
電話番号

年度 海洋プラスチック対策(プラスチック使用量削減等)・
リーディングプロジェクト支援補助金に係る補助事業変更(中止又は廃止)承認申請書

年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けたこの補助事業について、次のとおり変更(中止又は廃止)したいので、海洋プラスチック対策(プラスチック使用量削減等)・リーディングプロジェクト支援補助金交付要綱第8条第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更(中止、廃止)の内容
- 2 変更(中止、廃止)の理由
- 3 変更(中止、廃止)の時期
- 4 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額(新旧対比)

	旧	新	差額
補助事業に要する経費			
補助対象経費			
補助金			

- 5 同上の算出基礎

(注1) 変更の場合は、変更前後の事業内容及び収支計画が容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。また、交付申請時に添付した書類に変更、追加がある場合には、その関係書類を添付すること。

(注2) 中止又は廃止の場合は、中止又は廃止の年月日及びその時点における事業内容及び収支実績を記載すること。

年 月 日

広島県知事様

(代表事業者)

郵便番号

住所

名称

代表者(役職・氏名)

担当者(部署・氏名)

電話番号

年度 海洋プラスチック対策(プラスチック使用量削減等)・
リーディングプロジェクト支援補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業の遅延等について、
海洋プラスチック対策(プラスチック使用量削減等)・リーディングプロジェクト支援補助金交付要
綱第8条第2号の規定により、報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 遅延等の原因及び内容
- 3 遅延等に対して採った措置
- 4 補助事業の遂行及び完了の予定

年 月 日

広島県知事様

(代表事業者)
郵便番号
住所
名称
代表者(役職・氏名)
担当者(部署・氏名)
電話番号

年度 海洋プラスチック対策(プラスチック使用量削減等)・
リーディングプロジェクト支援補助金に係る補助事業実績報告書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、海洋プラスチック対策(プラスチック使用量削減等)・リーディングプロジェクト支援補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1 事業実施報告書 別紙1のとおり
- 2 事業収支決算書 別紙2のとおり
- 3 補助金交付決定額とその精算額

補助金交付決定額	金	円
補助金の精算額	金	円

別紙 1

事業実施報告書

[illegible]

(5) 実装化に向けた課題と今後の計画（今後の展開見通し、今後のロードマップ等）

(6) その他

（新聞掲載、テレビ等による放送、論文、受賞等、特記事項があれば記載してください。）

（注）事業の実施状況が分かる説明資料を別に添付すること。

事業収支決算書

1 収入

(単位：円)

区 分	補助事業に要した経費	備考
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		
そ の 他		
合 計		

2 支出

(単位：円)

経費区分	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助金交付申請額 ^(注)
外注費			
物品費			
役務費			
事務費			
その他 諸経費			
合 計			

(注) 補助金交付申請額は、経費区分ごとの補助対象経費額の合計に補助率を乗じ、千円未満は切り捨てること。

事業経費支出内訳書

経費 区分	費目	種別	仕様	単位	数量	単価 (円)	補助事業に 要した経費 (円)	補助対象 経費 (円)	補助金交付 申請額 (円)	備考
外注費	委託・ 外注費									
	共同実施 費									
	小計									
物品費	原材料費									
	設備・ 備品費									
	使用料及 び賃借料									
	消耗品費									
小計										
役務費	印刷製本 費									
	広告宣伝 費									
	小計									
事務費	通信運搬 費									
	保険料									
	旅費									
	補助人件 費									
	謝金									
小計										
その他 諸経費	その他 諸経費									
小計										
合計										

(注) 行が足りない場合は、適宜、追加してください。

別記様式第 5 号

年度 海洋プラスチック対策（プラスチック使用量削減等）・
リーディングプロジェクト支援補助金補助金概算払精算書

交付決定額 (a)	受領済額 (b)	精算額 (c)	差引残額 (a) - (b) - (c)	備 考
円	円	円	円	

年 月 日

広島県知事様

(代表事業者)

郵便番号

住所

名称

代表者(役職・氏名)

担当者(部署・氏名)

電話番号

年度 海洋プラスチック対策(プラスチック使用量削減等)・
リーディングプロジェクト支援補助金精算払請求書

年 月 日付け指令第 号で交付決定通知のあったこの補助事業について、
海洋プラスチック対策(プラスチック使用量削減等)・リーディングプロジェクト支援補助金交付要
綱第12条の規定により、請求します。

1 請求金額 _____ 円

【内訳】

交付決定額 (a)	請求額 (b)	差引額 (a) - (b)	備 考
円	円	円	

2 振込先

金融機関名	
支 店 名	
預金の種別	
口座番号	
口座名義	(カナ:)

年 月 日

広島県知事様

(代表事業者)

郵便番号

住所

名称

代表者(役職・氏名)

担当者(部署・氏名)

電話番号

年度 海洋プラスチック対策(プラスチック使用量削減等)・
リーディングプロジェクト支援補助金概算払請求書

年 月 日付け指令第 号で交付決定通知のあったこの補助事業について、
規定により、海洋プラスチック対策(プラスチック使用量削減等)・リーディングプロジェクト支援
補助金交付要綱第13条の規定により、請求します。

1 請求金額 _____ 円

【内訳】

交付決定額 (a)	受領済額 (b)	今回請求額 (c)	差引残額 (a) - (b) - (c)	備 考
円	円	円	円	

2 振込先

金融機関名	
支 店 名	
預金の種別	
口座番号	
口座名義	(カナ:)

〔添付資料〕

概算払請求額算出基礎資料

年 月 日

広島県知事様

(補助事業者)
郵便番号
住所
名称
代表者(役職・氏名)
担当者(部署・氏名)
電話番号

年度 海洋プラスチック対策(プラスチック使用量削減等)・
リーディングプロジェクト支援補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書

年 月 日付け指令第 号で補助金額の確定通知のあったこの補助事業について、次のとおり消費税等仕入控除税額が確定したので、海洋プラスチック対策(プラスチック使用量削減等)・リーディングプロジェクト支援補助金交付要綱第16条の規定により、報告します。

- 1 補助金額(広島県補助金等交付規則第13条の規定
により知事が確定し、通知した額) _____ 円
- 2 補助金の額の確定時における消費税等仕入控除税額 _____ 円 ①
- 3 消費税額及び地方消費税額確定に伴う補助金
に係る消費税等仕入控除税額 _____ 円 ②
- 4 補助金返還相当額(②-①) _____ 円

(注1) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(注2) 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額による減額等の対象額ではない。

別記様式第9号

取得財産等管理台帳（ 年度）

（単位：円）

財産名		規格	数量	取得価額 単 価	取得価額	取得年月日	耐用 年 数	保管 場所	備考

（注1）対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の財産とする。

（注2）取得財産等には識別できる表示をするとともに、写真を添付すること。

（注3）数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

（注4）取得年月日は、検収年月日を記載すること。

別記様式第10号

取 得 財 産 等 管 理 明 細 表 (年度)

(単位：円)

財産名		規格	数量	取得価額 単 価	取得価額	取得年月日	耐用 年 数	保管 場所	備考

(注1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の財産とする。

(注2) 取得財産等には識別できる表示をするとともに、写真を添付すること。

(注3) 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

(注4) 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

年 月 日

広島県知事様

(代表事業者)

郵便番号

住所

名称

代表者（役職・氏名）

担当者（部署・氏名）

電話番号

年度海洋プラスチック対策（プラスチック使用量削減等）・
リーディングプロジェクト支援補助金に係る取得財産処分承認申請書

年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けた補助事業について、次の財産を処分したいので、海洋プラスチック対策（プラスチック使用量削減等）・リーディングプロジェクト支援補助金交付要綱第 18 条第 3 項の規定により、承認を申請します。

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

年 月 日

広島県知事様

(代表事業者)

郵便番号

住所

名称

代表者（役職・氏名）

担当者（部署・氏名）

電話番号

年度海洋プラスチック対策（プラスチック使用量削減等）・

リーディングプロジェクト支援補助金に係る補助事業等の成果を活用して実施する事業
に使用するための財産処分承認申請書

年度海洋プラスチック対策（プラスチック使用量削減等）・リーディングプロジェクト支援補助金に係る取得財産等を処分したいので、海洋プラスチック対策（プラスチック使用量削減等）・リーディングプロジェクト支援補助金交付要綱第18条第4項ただし書きの規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 取得財産名、取得年月日、取得価格及び時価
別紙「取得財産等処分承認申請内容説明書」のとおり
- 2 処分の理由
補助事業等の成果を活用して実施する事業に転用するため
- 3 処分の方法
転用
- 4 処分の時期

取得財産等処分承認申請内容説明書

1 処分する取得財産等について

財産名	規格	数量	取得価額 (円、税抜)	取得年月日	保管場所 (転用前)	補助金額 (円)

2 取得財産等の用途について

取得財産等を活用して行う事業及び転用の詳細と補助事業の成果との関連は以下のとおり。

事業名	
事業の内容	
転用用途	① 取得財産等のこれまでの使用目的と使用用途 ② 取得財産等の転用後の使用目的と使用用途 ③ 補助事業の成果との関連性

年 月 日

広島県知事様

(代表事業者)
 郵便番号
 住所
 名称
 代表者（役職・氏名）
 担当者（部署・氏名）
 電話番号

年度海洋プラスチック対策（プラスチック使用量削減等）・
 リーディングプロジェクト支援補助金に係る事業化状況報告書

年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けた補助事業に係る 年度の事業化状況について、海洋プラスチック対策（プラスチック使用量削減等）・リーディングプロジェクト支援補助金交付要綱第 19 条の規定により次のとおり報告します。

補助事業の内容	
補助金交付確定額	
実装化の状況	
補助事業により取得した財産の管理状況	

年 月 日

広島県知事様

(代表事業者)

郵便番号

住所

名称

代表者（役職・氏名）

担当者（部署・氏名）

電話番号

年度海洋プラスチック対策（プラスチック使用量削減等）・
リーディングプロジェクト支援補助金補助金に係る産業財産権届出書

年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けた補助事業について、次のとおり産業財産権の出願（取得、譲渡、実施権の設定）をしたので、海洋プラスチック対策（プラスチック使用量削減等）・リーディングプロジェクト支援補助金交付要綱第 20 条の規定により届け出ます。

- 1 補助事業の内容

- 2 産業財産権の種類（特許、意匠、商標、実用新案）及び出願等の番号

- 3 内容（出願、取得、譲渡、実施権の設定）及び出願等年月日

- 4 相手先及び条件（譲渡、実施権の設定の場合）